○ 山梨大学附属図書館医学分館利用要領

制定 平成28年 6月 3日

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨大学附属図書館利用要項(以下「要項」という。)第19条第2項 の規定に基づき、山梨大学附属図書館医学分館(以下「分館」という。)の利用に関し、必 要な事項を定める。

(利用者)

- 第2条 分館を利用できる者は、次のとおりとする。
 - (1) 山梨大学(以下「本学」という。) の職員
 - (2) 本学の学生(学部学生、大学院生のほか研究生等これらに準ずる者を含む。以下同じ。)
 - (3) 分館備付資料の利用を目的とする学外者

(休館日)

- 第3条 休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 本学の開学記念日(10月1日)
 - (4) 年末年始(12月27日から翌年の1月4日まで)
- 2 前項の規定にかかわらず、分館長が必要と認めたときは、臨時に休館し、又は利用の一 部を停止することがある。

(開館時間)

- 第4条 開館時間は、次のとおりとする。
 - (1) 月曜日から金曜日まで 9時から20時まで ただし、毎週月曜日(当該日が休日の場合は、週明けの最初の開館日)は10時から 20時までとし、9時から10時の間は、利用の全て(特別利用を含む。)を停止する。
 - (2) 土曜日 9時から13時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、分館長が必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することがある。

(証明書の携帯)

第5条 分館を利用しようとする者は、次の各号に掲げる身分証明書等を携帯し、係員等の 求めに応じ提示するものとする。

身分証明書

- (1) 職員
- (2) 学生 学生証
- (3) 利用証の交付を受けた者 利用証

(閲覧)

- 第6条 利用者は、所定の場所で資料(要項第2条に規定する図書館資料をいう。以下同じ。) を自由に閲覧することができる。
- 2 利用者は、閲覧が終ったときは、これを速やかに所定の場所に戻さなければならない。

(館外貸出)

- 第7条 利用者は、所定の手続きを経て、資料を館外に帯出すること(以下「貸出し」という。)ができる。
- 2 前項の規定にかかわらす学外者にあっては、18歳以上の者が貸出しを受けられるもの とする。

(貸出冊数及び期間)

- 第8条 資料の貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。
 - (1) 図書 3冊 1週間以内
 - (2) 雑誌の一夜貸出 1冊 閉館時刻の2時間前から翌開館日の午前10時まで
 - (3) 雑誌の一時貸出 1冊 2時間以内
 - (4) DVD等 1本 1週間以内
- 2 前項の規定にかかわらず分館長が必要と認める場合は、種類・貸出冊数及び期間を変更することができる。
- 3 貸出しを受けた資料は、利用者がその保管の責任を負うものとし、他人に転貸してはならない。

(貸出図書等の返却)

- 第9条 利用者は、貸出期間内に貸出図書等を返却するものとする。
- 2 分館長が必要と認めたときは、貸出期間内であっても、返却を求めることができるものとする。
- 3 本学の職員、学生がその身分を失つたときは、直ちに返却するものとする。
- 4 本学の職員が休職する場合、又は、本学の学生が休学する場合は、直ちに返却するものとする。

(貸出しの停止)

第10条 貸出期間を超過して返却があった場合は、延滞日数に相当する期間、新たな貸出 しは停止する。

(予約及び貸出期間の更新)

- 第11条 利用者は、利用しようとする資料がすでに貸出中のときは、その資料を予約する ことができる。
- 2 貸出期間後も引き続き貸出しを希望する場合は、貸出期間内に所定の手続きを行わなければならない。
- 3 貸出しの更新は、1回限りとする。ただし、貸出しの予約があるときは更新することができない。

(貸出禁止資料)

- 第12条 次の各号に掲げる資料は、原則として貸出しを行わない。
 - (1) 視聴覚資料 (一部のDVD等を除く。)
 - (2) 参考図書
 - (3) 新着雑誌
 - (4) その他分館長が貸出しを不適当と認めた資料

(特別貸出)

- 第13条 講座等(以下「研究室」という。)の予算により図書館が購入した資料のうち、特に教育・研究上必要と認められる資料については、第7条第1項の規定にかかわらず研究室に特別貸出をすることができる。
- 2 特別貸出に関する手続きについては、分館長が別に定める。
- 3 特別貸出を行った資料については、定期的に点検を行うものとする。
- 4 特別貸出の資料については、特別貸出を受ける必要がなくなったときは直ちに返却しな ければならない。

(文献複写)

- 第14条 利用者は、教育・研究又は学習の用に供することを目的とする場合に限り、資料 の複写を依頼することができる。
- 2 前項の複写に関し必要な事項は、別に定める。

(参考調査)

- 第15条 教育・研究のため、利用者が文献に関する参考調査を希望する場合は、調査を依頼することができる。
- 2 次の各号に該当する事項については、参考調査としての受付はしない。
 - (1) 経費又は時間を要し、他の業務に支障を及ぼすおそれのある調査
 - (2) 学生及び研究生等が自ら行うべき学習課題、卒業論文等に関する調査
 - (3) 分館長が不適当と認めた事項

(情報検索)

- 第16条 職員が教育・研究のため必要とする場合は、情報検索を依頼することができる。
- 2 情報検索に関する必要な事項は、別に定める。

(相互利用)

- 第17条 本学の職員及び学生が、他の大学図書館等の利用(文献複写を含む。)を希望する場合は、相互利用を依頼することができる。
- 2 前項に要する経費は、申込者の負担とする。

(施設)

- 第18条 分館内の施設(以下「施設」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 学習室
 - (2) 視聴覚室

(施設の利用)

- 第19条 施設を利用する場合は、あらかじめ所定の手続きを行うものとする。
- 2 施設の利用予約は、利用する日の2日前からできることとする。

(弁償責任)

- 第20条 資料及び施設・設備を紛失、汚損又は破損した場合は、直ちに分館長に申し出る とともに、災害等特別な理由がない限り弁償しなければならない。
- 2 資料を弁償する場合は、原則として原資料と同一で新品のものとし、同一の資料が絶版 等の理由により現物による弁償が困難な場合は、分館長が指定する代替資料とする。

(遵守事項)

- 第21条 利用者は、館内においては、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 飲食及び喫煙はしないこと。
 - (2) 資料及び備品等を汚損・破損しないこと。
 - (3) 集会等を行わないこと。
 - (4) 印刷物その他の物品を配布し、掲示し、又はこれらに類する行為をしないこと。
 - (5) その他利用者の妨げとなるような行為をしないこと。

(雑則)

第22条 この要領に定めるもののほか、分館の利用に関し必要な事項は、分館長が定める。

附則

1 この要領は、平成28年6月3日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 山梨大学附属図書館医学分館利用細則(平成16年4月1日制定)は、廃止する。